

# 令和7年度

## 第1回 弘前市協働によるまちづくり推進審議会

日時：令和7年7月22日（火）午後6時～  
場所：弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室

### 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 組織会
  - (1) 会長の互選について
  - (2) 会長職務代理者の指名について
- 5 諒問書提出
- 6 事務局員紹介
- 7 議 事
  - (1) 審議会の趣旨及び役割等について
  - (2) 弘前市協働によるまちづくり基本条例に関する説明
  - (3) 「『協働』によるまちづくり」について
  - (4) 令和7年度における審議方針及びスケジュールについて
- 8 事務連絡
- 9 閉 会

### 【配布資料】

- ・資料1 審議会の趣旨及び役割等について
- ・資料2 平成28年度～令和7年度の諮問事項について／諮問書（写）
- ・資料3 令和7年度における審議方針及びスケジュールについて
- ・弘前市協働によるまちづくり基本条例ガイドブック／逐条解説書
- ・弘前市協働によるまちづくり推進審議会運営規則
- ・日程調整表

## 弘前市協働によるまちづくり推進審議会の趣旨及び役割等について

### 1 趣旨

本市のまちづくりにおける基本ルールとなる「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、平成27年4月1日に施行されました。

本条例は、地域課題への対応やまちづくりを行ううえで、誰がどんな役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくのかなどを文章化したものです。

条例の最終目的である市民の幸せな暮らしの実現に向けて、条例に基づくまちづくりを着実に進めていく必要があることから、条例の実効性を確保するうえで、その中心的な役割を担う仕組みが、この「弘前市協働によるまちづくり推進審議会」での評価・検証です。

本審議会を設置すること、及び本審議会の担任する事務、委員構成、委員の任期等は、条例第33条に規定されています。

#### ●弘前市協働によるまちづくり基本条例

第33条 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化し、及び成長するまちづくりを協働により推進することにより、平和及び人権の尊重並びに市民の幸せな暮らしを実現するため、弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。

2 審議会の担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、次の表のとおりとします。

担任する事務	委員の構成	定数	任期
(1)この条例と各種計画、事業等の整合性に関すること。 (2)この条例の見直しに関すること。 (3)事業遂行等の改善に関すること。	(1)知識経験のある者 (2)公共的団体等の推薦を受けた者 (3)公募による市民 (4)その他市長が必要と認める者	15人以内	3年

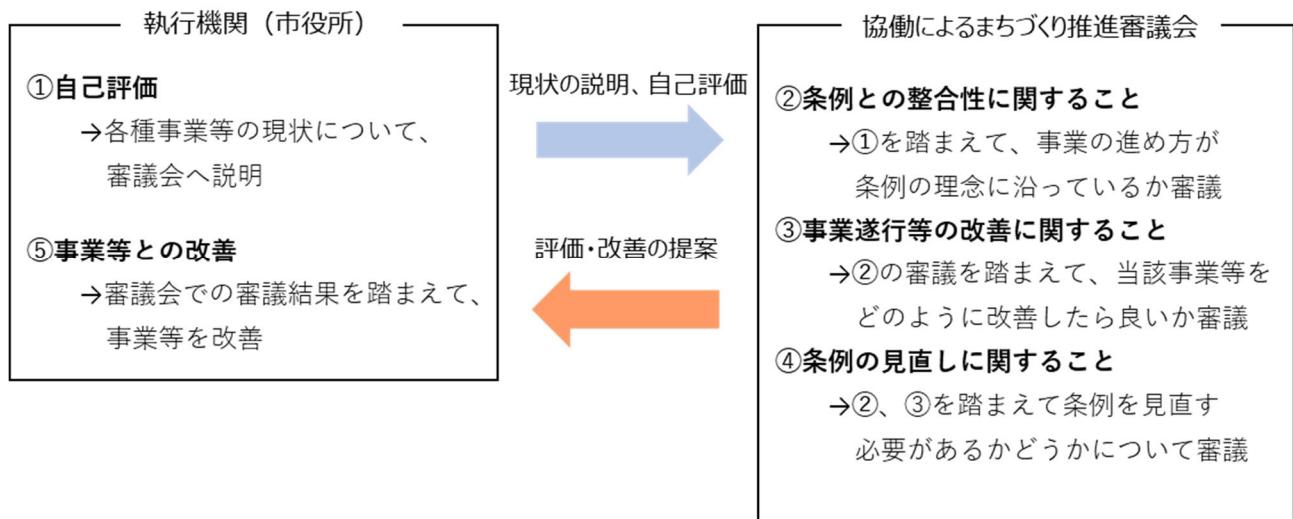
3 市長は、審議会に対して、少なくとも毎年度1回、諮問をするものとします。ただし、担任する事務について、複数年度にわたり審議等を行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

### 2 役割

- (1) 市の取り組みが条例の趣旨に則して行われているかどうかの評価
- (2) (評価を踏まえて、) 今後市の取り組みに改善が必要と認められるものがある場合、その改善の内容や方向性についての意見
- (3) (評価を踏まえ、必要に応じて) この条例の見直しについての意見

## 弘前市協働によるまちづくり推進審議会の運営（イメージ）



### 3 委員構成

- (1) 知識経験のある者
  - (2) 公共的団体等の推薦を受けた者
  - (3) 公募による市民
  - (4) その他市長が必要と認める者
- から構成します。

### 4 委員の定数及び任期等

- [職　名] 弘前市協働によるまちづくり推進審議会委員
- [委員定数] 15人以内
- [委嘱期間] 令和7年7月19日～令和10年7月18日
- [開催回数] 毎年度3回～4回程度（7月～12月）  
※主に、平日の夜間（18:00～20:00）に開催予定
- [出席謝礼] 1回の会議出席につき、10,000円（源泉徴収あり）  
そのほか、旅費の支給（条件あり）があります。

## 5 委員名簿

任期：令和7年7月19日～令和10年7月18日

(令和7年7月22日現在)

氏 名		所属・役職等
第1号委員 知識経験のある者		
1	のぐち たくろう 野口 拓郎	弘前圏域移住交流デザイナー
2	こやた ふみひこ 小谷田 文彦	弘前大学人文社会科学部 准教授
3	おくの たけし 奥野 武志	弘前学院大学文学部 教授
第2号委員 公共的団体等の推薦を受けた者		
4	しもやま せえこ 下山 世江子	中南地域ViC・ワーマンの会 弘前市連絡委員
5	かさい こういち 葛西 紘一	一般社団法人弘前青年会議所 理事長
6	やまだ よしお 山田 祢人	弘前市町会連合会 理事
7	こもり ここの 小森 香好	特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK
8	そうま えいいち 相馬 栄一	弘前市社会教育協議会 事務局長
9	やすた あきひろ 安田 昭弘	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 事務局長
10	おおつか えりか 大塚 艾里卡	弘前市消防団女性分団 班長
11	かさい せいこ 葛西 聖子	ひろさき健幸増進リーダー会 監事
12	じん てるこ 神 輝子	弘前市食生活改善推進員会 副会長
13	おかわ まな 大川 真菜	大学コンソーシアム学都ひろさき
第3号委員 公募による者		
14	やまがた みさき 山形 美咲	公募委員
15	むなかた じゅんや 棟方 淳也	公募委員
第4号委員 その他市長が必要と認める者		

## 平成28年度～令和7年度の諮問事項について

年度	諮問事項	関係条文（抜粋）
28	条例に対する理解を深める取り組み 情報共有に関する取り組み	第1条（目的）、第3条（条例の位置付け）、 第6条（基本原則）、第21条（市民力等の推進）、 第22条（説明責任）、第24条（情報提供）、 第25条（情報共有）
29	市民参加に関する取り組み	第27条（意見聴取手続）、第28条（附属機関の運営）
30	市民等のまちづくりを支援する取り組み	第6条（基本原則）、第14条（執行機関の役割）、 第21条（市民力等の推進）
元	市職員の「協働によるまちづくり」に対する意識醸成のための取り組み	第14条（執行機関の役割）
2	学生力が発揮されるまちづくりの推進のための取り組み	第9条（学生の役割）
3	事業者との協働によるひとづくりに関する取り組み	第12条（事業者の役割）
4	協働の自覚につながる情報発信の取り組み	第3条（条例の位置付け）、第24条（情報提供）
5	まちづくりの推進における防災の取り組み	第20条（危機管理体制の確立）
6	市民と事業者との協働による健康づくりの取り組み	第8条（市民の役割）、第12条（事業者の役割）、 第14条（執行機関の役割）
7	今後の審議会のあり方と基本条例の見直しについて	条例全体

平成28年度から平成30年度は、情報提供、情報収集、行動に移すというステップを踏み、3年間で市民との協働によるまちづくりを進めるための取り組みについて審議を行いました。

令和元年度から令和3年度は、市職員の「協働によるまちづくり」へのさらなる意識醸成を図るための取り組み、当市の優位性の一つである「学生力が発揮されるまちづくりの推進のための取り組み」、地域産業を担う人材育成は、まちづくり人材の確保につながることから「事業

者との協働によるまちづくりに関する取り組み」について審議を行いました。

令和4年度は、初年度に審議した「情報共有に関する取り組み」について、5年経過した現在において市民への協働の意識の浸透には至っていないことから、「協働の自覚につながる情報発信の取り組み」について審議を行いました。

令和5年度は、近年増加している災害等に対して、危機管理体制の確立が課題となっていることから、「まちづくりの推進における防災の取り組み」について審議を行いました。

令和6年度は、現在、市が取り組んでいる「健康都市弘前」の実現のために、市が市民や事業者と協働で行っている健康づくりの取り組みについて取り上げ、その課題や問題点を検証し、市民の健康につながる効果的な取り組みについて審議を行いました。

#### 《令和7年度》

諮問事項：今後の審議会のあり方と基本条例の見直しについて

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、平成27年4月に施行し、今年度で施行から10年が経過したことから、これまでに行われた審議や答申への対応状況などを振り返り、関係条文が現状に合った適切なものになっているか等について委員より意見を聴取し、これからの審議会のあり方や条例そのものの改正の必要性について審議いただきます。

## 令和7年度における審議方針及びスケジュールについて

### 1 質問内容

質問事項：今後の審議会のあり方と基本条例の見直しについて

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、平成27年4月に施行し、今年度で施行から10年が経過した。これまでに行われた審議内容や答申への対応状況などを振り返り、関係条文が現状に合った適切なものになっているか等について委員より意見を聴取し、これからの中長期計画のあり方や条例そのものの改正の必要性について審議いただく。

### 2 審議の視点

【審議の視点】（第2回・第3回審議会）

- ・平成28年度から令和6年度までの審議、答申についての振り返り
- ・審議会のあり方と条例の改正の必要性について

これまでの審議会における審議、答申について事務局より説明し、市の取り組みに問題はないか、不十分な取り組みはないか、条例に則したものとなっているかについて委員の意見を聴取する。また、審議会の運営と条例自体に改正の必要があるかについても審議する。

また、委員の任期が3年間（令和7年7月19日～令和10年7月18日）であることから、3年間の継続審議としたい。

### 3 審議の手順・スケジュール

#### ■令和7年度（1年目）

これまでの質問に対する審議や答申への対応状況の振り返り。

#### ■令和8年度（2年目）

これまでの質問内容や市の取り組みについて審議。

#### ■令和9年度（3年目）

条例、審議会運営規則等の具体的な改正内容について審議。

## 《令和7年度》

### ■第1回審議会（7月22日）

- ・条例、審議方針等についての説明

### ■第2回審議会（9月下旬予定）

- ・令和6年度答申に対する対応状況報告
- ・令和6年度協働によるまちづくり市民意識アンケート集計結果報告
- ・平成28年度から令和2年度までの審議、答申についての振り返り  
⇒審議の視点に沿って評価、検証、改善点の提案などを行う。

### ■第3回審議会（11月中旬予定）

- ・令和3年度から令和6年度までの審議内容、答申についての振り返り  
⇒審議の視点に沿って評価、検証、改善点の提案などを行う。
- ・令和7年度審議のまとめ

### ■市長へ報告（11月下旬～12月）

- ・市長へ審議の中間報告
- ・継続審議の申し入れ